

用語の定義

1 地域等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法52
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法52
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法58
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法119

2 機関名等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	町	南部町	
2	県	鳥取県	
3	知事	鳥取県知事	
4	町長	南部町長	
5	市 町 村	鳥取県内市町村	
6	公安委員会	鳥取県公安委員会	
7	警察本部	鳥取県警察本部	
8	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
9	国本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急処理事態対策本部	
10	県本部	鳥取県国民保護対策本部、鳥取県緊急処理事態対策本部	
11	町本部	南部町国民保護対策本部、南部町緊急処理事態対策本部	
12	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法10
13	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法27
14	町対策本部	南部町国民保護対策本部	法27
15	国緊急本部	緊急処理事態対策本部	事態対処法26
16	県緊急本部	鳥取県緊急処理事態対策本部	法183
17	町緊急本部	南部町緊急処理事態対策本部	法183
18	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法24
19	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法28
20	町現地対策本部	南部町対策本部の事務の一部を行う組織	法28
21	受入本部	避難先で避難住民を受け入れる主体	
22	国本部長	武力攻撃事態等対策本部長、緊急処理事態対策本部長	
23	県本部長	鳥取県国民保護対策本部長、鳥取県緊急処理事態対策本部長	
24	町本部長	南部町国民保護対策本部長、南部町緊急処理事態対策本部長	
25	国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長	事態対処法11
26	国緊急本部長	緊急処理事態対策本部長	事態対処法27
27	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法28
28	県緊急本部長	鳥取県緊急処理事態対策本部長	法183
29	町対策本部長	南部町国民保護対策本部長	法28
30	町緊急本部長	南部町緊急処理事態対策本部長	法183
31	県協議会	鳥取県国民保護協議会	法37
32	町協議会	南部町国民保護協議会	法39
33	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法2
34	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法2
35	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法2
36	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法2
37	消防組合	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合	法62
38	中国管区警察局	警察庁中国管区警察局	

39	中国総合通信局	総務省中国総合通信局	
40	中国財務局	財務省中国財務局	
41	中国四国厚生局	厚生労働省中国四国厚生局	
42	鳥取労働局	厚生労働省鳥取労働局	
43	中国四国農政局	農林水産省中国四国農政局	
44	鳥取農政事務所	農林水産省鳥取農政事務所	
45	近畿中国森林管理局	農林水産省近畿中国森林管理局	
46	中国経済産業局	経済産業省中国経済産業局	
47	中国四国産業保安監督	経済産業省中国四国産業保安監督部中国支所	
48	中国地方整備局	国土交通省中国地方整備局	
49	中国運輸局	国土交通省中国運輸局	
50	大阪航空局	国土交通省大阪航空局	
51	鳥取管区气象台	気象庁大阪管区气象台鳥取地方气象台	
52	第八管区海上保安本部	海上保安庁第八管区海上保安本部	
53	広島防衛施設局	防衛施設庁広島施設局	
54	陸上自衛隊	陸上自衛隊	
55	海上自衛隊	海上自衛隊	
56	航空自衛隊	航空自衛隊	
57	第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
58	舞鶴地方総監	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
59	第3輸送隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
60	鳥取地本	自衛隊鳥取地方協力本部	
61	中国電力	中国電力株式会社	
62	全日空	全日本空輸株式会社	
63	J R 西日本	西日本旅客鉄道株式会社	
64	J R 貨物	日本貨物鉄道株式会社	
65	佐川急便	佐川急便株式会社	
66	日本通運	日本通運株式会社	
67	福山通運	福山通運株式会社	
68	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社	
69	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社	
70	N T T コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
71	K D D I	KDDI株式会社	
72	ソフトバンクテレコム	ソフトバンクテレコム株式会社	
73	N T T コモ中国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	
74	ソフトバンクモバイル	ソフトバンクモバイル株式会社	
75	日本赤十字社	日本赤十字社	
76	N H K	日本放送協会	
77	日本銀行	日本銀行	
78	日本郵政公社	日本郵政公社	
79	西日本高速道路	西日本高速道路株式会社	
80	鳥取ガス	鳥取ガス株式会社	
81	米子瓦斯	米子瓦斯株式会社	
82	県LPガス協会	社団法人鳥取県エルピーガス協会	
83	日ノ丸自動車	日ノ丸自動車株式会社	
83	日本交通	日本交通株式会社	
85	県バス協会	社団法人鳥取県バス協会	
86	日ノ丸西濃運輸	日ノ丸西濃運輸株式会社	
87	因伯通運	因伯通運株式会社	
88	県トラック協会	社団法人鳥取県トラック協会	
89	若桜鉄道	若桜鉄道株式会社	
90	智頭急行	智頭急行株式会社	
91	県医師会	社団法人鳥取県医師会	
92	県薬剤師会	社団法人鳥取県薬剤師会	
93	県歯科医師会	社団法人鳥取県歯科医師会	
94	県看護協会	社団法人鳥取県看護協会	
95	北岡病院	医療法人里仁会 北岡病院	
96	清水病院	医療法人財団共済会 清水病院	
97	野島病院	医療法人十字会 野島病院	
98	藤井政雄記念病院	特定医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	
99	博愛病院	医療法人同愛会 博愛病院	
100	高島病院	医療法人育生会 高島病院	
101	元町病院	医療法人 元町病院	
102	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
103	山陰放送	株式会社山陰放送	

104	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
105	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
106	鳥取テレビピア	株式会社鳥取テレビピア	
107	N C N	日本海ケーブルネットワーク株式会社	
108	中海テレビ放送	株式会社中海テレビ放送	
109	T C C	鳥取中央有線放送株式会社	
110	全農鳥取県本部	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	
111	県警備業協会	社団法人鳥取県警備業協会	
112	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
113	県建設業協会	社団法人鳥取県建設業協会	
114	県建築士会	社団法人鳥取県建築士会	

3 法令・条例名等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法1に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)(「国民保護法」は使用しない)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)(「国民保護法施行令」は使用しない)	
4	国際人道法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
5	災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
6	災対令	災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)	
7	災対規則	災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)	
8	災救法	災害救助法(昭和22年法律第118号)	
9	災救令	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)	
10	災救規則	災害救助法施行規則(昭和22年総理府令第1号)	
11	地自法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
12	地自令	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	
13	地自規則	地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)	
14	警職法	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定義	備考
1	知事	鳥取県知事	
2	ゲリラ	不正規軍の要員	
3	特殊部隊	正規軍の要員	
4	NBCR兵器	核、生物、化学、放射能兵器	
5	国対処基本方針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	事態対処法9
6	国緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法25
7	国基本指針	国民の保護に関する基本指針	法32
8	国国民保護計画	指定行政機関の国民の保護に関する計画	法33
9	県国民保護計画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法34
10	町国民保護計画	南部町の国民の保護に関する計画	法35
11	指定(地方)公共機関国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法36
12	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法2
13	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法2
14	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法2
15	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法25
16	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
17	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること	法139条

18	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことであり、本格的な工事を行って機能を現状に回復させること	法141条
19	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法2
20	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法183
21	対処措置		事態対処法2
22	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法22第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	法2では「国民の保護のための措置」
23	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法183において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法25③第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法172
24	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法97では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
25	情報要求	この時点で必要とされる情報	
26	情報主要素	対策本部長が責務達成のために必要とする最も優先度の高い情報要求	
27	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者が当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報	法94
28	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報	法126
29	避難住民等		
30	避難住民		「避難民」、「避難者」は使用しない
31	被災者	武力攻撃災害による被災者	法74(「被災住民」は使用しない)
32	救済者	武力攻撃災害の危険から助け救済が必要のある人	
33	避難所周辺住民		
34	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
35	避難施設		法148
36	避難所		
37	収容施設		法75
38	救護施設		
39	一時受入場所	避難住民が集合施設からバス等で避難所に向かう際、受入側が受入を円滑に行うため目標物として設定する場所	スタンダードマニュアル
40	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
41	自主防災組織	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)5②の自主防災組織	法41に同じ
42	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)2第3号の2の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者	法71に同じ
43	CATV事業者	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)2④。有線テレビジョン放送の事業を行うもの。	法71に同じ
44	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法76①、78①若しくは81②の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法77の4①の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
45	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法79。
46	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法81では「物資」
47	特定物資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法81

48	医薬品	薬事法(昭和35年法律第145号)2①の医薬品	法92
49	医療機器	薬事法(昭和35年法律第145号)2④の医療機器	法92
50	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法99
51	生活関連等施設		法102
52	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法103
53	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法105
54	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法105
55	応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域	法105
56	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)3第2号の核燃料物	法106
57	避難経路	避難道路、鉄道等	
58	公有施設	県有施設、市町村有施設	
59	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
60	関係機関	計画事業に係る全ての機関をいう。	
61	警察官等	警察官、海上保安官	
62	ライフライン	水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設	
63	サイバー攻撃	社会基盤の維持に必要な情報システムへの侵入、破壊工作を行うこと	